

令和7年度に向けて準備はできていますか？ 福祉・介護職員処遇改善加算等取得のための 専門家による個別支援のご案内

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算
Ⅰ	Ⅰ	あり
		なし
	Ⅱ	あり
		なし
	なし	あり
		なし
Ⅱ	Ⅰ	あり
		なし
	Ⅱ	あり
		なし
	なし	あり
		なし
Ⅲ	Ⅰ	あり
		なし
	Ⅱ	あり
		なし
	なし	あり
		なし
取得なし		

新加算Ⅰ～Ⅳが創設され一本化

※経過措置区分(V)は令和6年度末まで

◎要件を再編・統合＆加算率が引き上げられました！

令和6年度の経過措置として、新加算Ⅴ(1)～Ⅴ(14)を設け、必ず加算率が上がる仕組みになっています。

◎猶予要件の適用は令和6年度末まで！

まずはご自身の事業所がどの区分に該当するのかを確認し、「職場環境要件の見直し」「月額賃金の改善」など、減算とならないために必要な取り組みを始めましょう！

◎ランクアップが目指しやすくなりました！

配分ルールが柔軟になり、要件がシンプル化されました。賃金バランスの問題や、手続きが面倒だからとランクアップをあきらめていた事業所様も、ぜひ一度検討してみませんか？

令和6年6月から

福祉・介護職員処遇改善加算（新加算）	
新加算Ⅰ	新加算Ⅰ
〃	新加算Ⅴ（1）
新加算Ⅱ	新加算Ⅱ
〃	新加算Ⅴ（3）
新加算Ⅲ	新加算Ⅲ
〃	新加算Ⅴ（8）
新加算Ⅳ	新加算Ⅳ
〃	新加算Ⅴ（11）
新加算Ⅰ	新加算Ⅴ（2）
〃	新加算Ⅴ（5）
新加算Ⅱ	新加算Ⅴ（4）
〃	新加算Ⅴ（6）
新加算Ⅳ	新加算Ⅳ
〃	新加算Ⅴ（13）
新加算Ⅰ	新加算Ⅴ（7）
〃	新加算Ⅴ（10）
新加算Ⅱ	新加算Ⅴ（9）
〃	新加算Ⅴ（12）
新加算Ⅳ	新加算Ⅳ
〃	新加算Ⅴ（14）
取得なし	

新規取得、ランクアップなどを目指す事業所様を、（公財）介護労働安定センター滋賀支部が、専門家と一緒に支援します！

ぜひ、この機会にお申し込みください。
支援後は加算取得の申請をお願いします



募集事業所数	相談回数・時間	相談期間	費用
40事業所 【注】申込み多数の場合は、新規取得、下位区分の事業所を優先します。	原則2回 2時間／回	令和6年8月1日～ 令和7年1月31日	無料



【お問合せ】 公益財団法人 介護労働安定センター 滋賀支部

〒520-0043 大津市中央三丁目1-8 大津第一生命ビル10階
TEL 077-527-2029 FAX 077-527-2039



FAX
077-527-2039



受付日

公益財団法人 介護労働安定センター 滋賀支部 宛

年 月 日

令和6年度 滋賀県委託事業 個別相談申込書【障害福祉サービス事業所】

法人名																	TEL																
事業所名																	FAX																
ご担当者様 (役職)	()																サービス形態	入居 通所 その他 ()															
現在の加算区分 (該当に○)	I	II	III	IV	V														なし														
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14															
E-mail																																	
住 所	〒																																
相談内容 (できるだけ 詳細に)																																	

ご記入いただいた個人情報等に関しましては、当センターのプライバシーポリシーに基づき厳重に管理し、上記の目的以外には使用いたしません

- 下記の加算算定非対象サービス事業所に該当する事業所は、支援対象外となります。ご了承ください。
(計画相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)、障害児相談支援)
- お申し込み多数の場合は、新規取得、下位区分の事業所を優先させていただきます。

お申込みから支援までの流れ

対象事業所数に制限があるため、すべての事業所さまのご要望にお応えすることができません。ご了承ください。

- ①センターへ個別相談の申込書をFAXする
- ②支援決定の可否をご連絡(7月末頃の予定)
- ③事業所のご担当者様と、支援日時調整
- ④講師が訪問またはオンラインで支援を実施(8/1～)

支援後は、加算取得の申請をお願いします



支部記入欄

担当講師	相談実施日																備 考					
	1回目	年	月	日	2回目	年	月	日														
	:	~	:		:	~	:															